

生活環境影響調査の意見に対する見解書公表要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生活環境影響調査に関連する東京たま広域資源循環組合（以下、「組合」という。）の条例及び規則において特段の定めがない見解書の公表について、必要な事項を定めることを目的とする。

(要綱の適用範囲)

第2条 この要綱に基づく措置は、東京たま広域資源循環組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成12年条例第2号）に基づいて生活環境影響調査の結果の縦覧及び利害関係者への生活環境の保全上の見地からの意見書を提出する機会を付与した案件を対象とする。

(見解書の公表)

第3条 見解書の公表は、次の各号に掲げる場所において、紙媒体により行う。

（1）組合事務所 東京都西多摩郡日の出町大字大久野 7642 番地

（2）その他組合管理者が必要と認める場所

2 前項による見解書を閲覧できる期間は、公表の日から 20 日間とする。

3 見解書の公表は、紙媒体のほか電子データを組合公式ホームページ上に掲載する形式にて公表する。その際、電子データについて、複製及び二次利用を禁ずる旨を記載する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 10 月 29 日から施行し、令和 7 年 2 月 1 日に遡及して適用する。